

## 2-3 基本方針

本市の水辺や歴史的資源と一体となった地域固有の緑を次の世代に継承していくため、また、緑の基本理念として掲げた「水と緑・文化が綾をなす 環境共生のまち」及び緑の将来像の実現を図るため、緑の持つ役割・機能に基づいて、本市の緑に関する6つの基本方針を、次のとおり定めました。

**基本方針1 緑による快適な生活環境、自然とのふれあいの場の形成**

**基本方針2 緑による環境負荷の軽減**

**基本方針3 緑による生きものの生息・生育環境の確保**

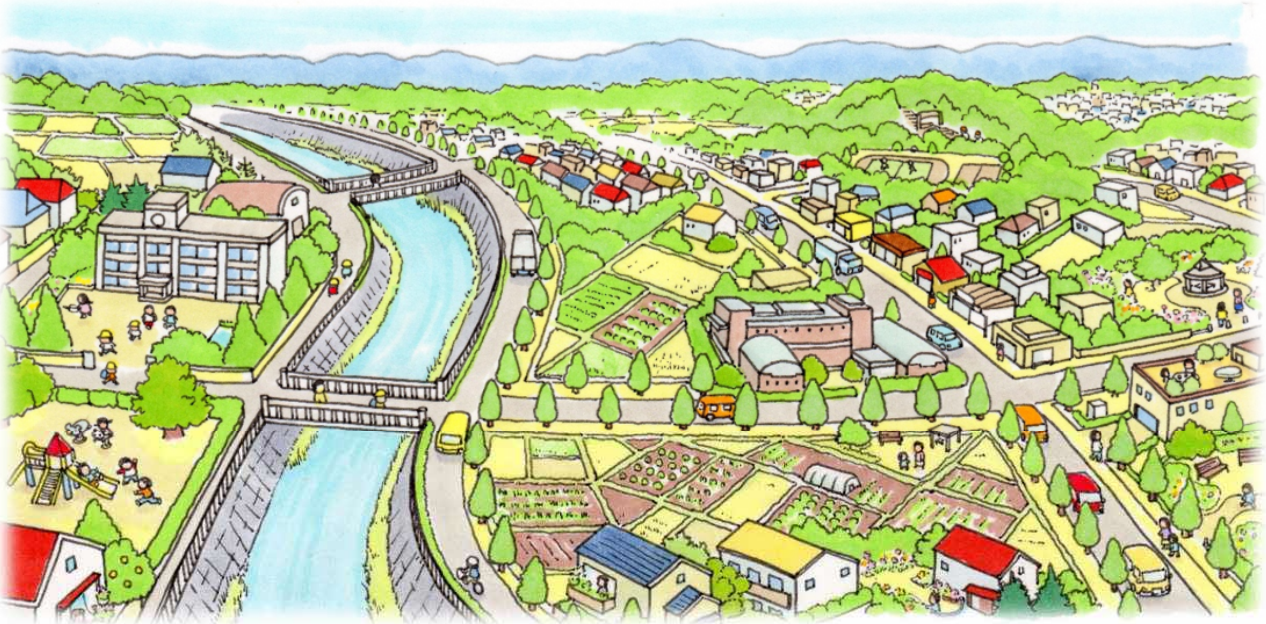
**基本方針4 緑による地域の防災性の向上**

**基本方針5 緑による地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化の形成**

**基本方針6 緑に対する意識の普及啓発と持続可能な環境づくり**

## 基本方針1 緑による快適な生活環境、自然とのふれあいの場の形成

市民がやすらぎを感じ、自然とふれあうことができるまちづくりを進めるため、多様なレクリエーション需要に対応するための公園整備や緑化による緑に包まれた住環境の確保をとおして、市内の緑の量と質を高め、快適な生活環境を形成します。また、自然を活用した施設の整備や自然体験学習の場の確保をとおして、市内の3河川を基軸とした水と緑のネットワークを構築し、自然とのふれあいの場を形成します。



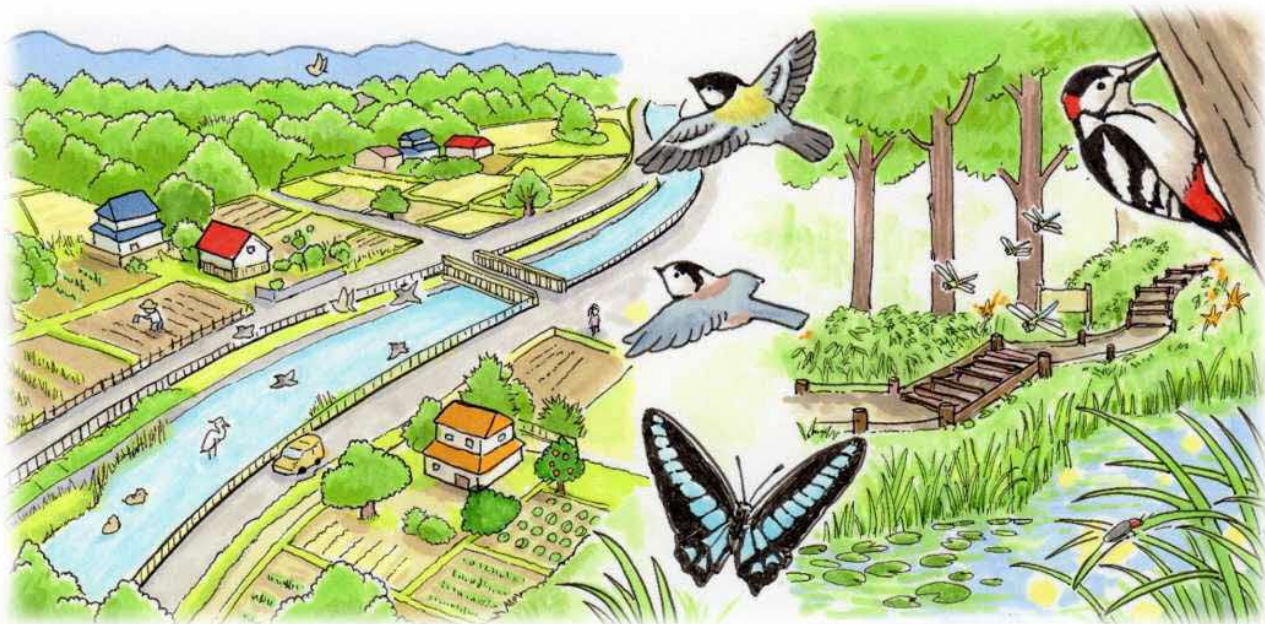
## 基本方針2 緑による環境負荷の軽減

環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めるため、風の通り道の形成や市街地の緑化をとおして、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策を推進し、環境負荷を軽減します。また、間伐材や剪定枝などの植物発生材を公園緑地で活用することで、資源循環の取り組みを推進し、環境負荷を軽減します。



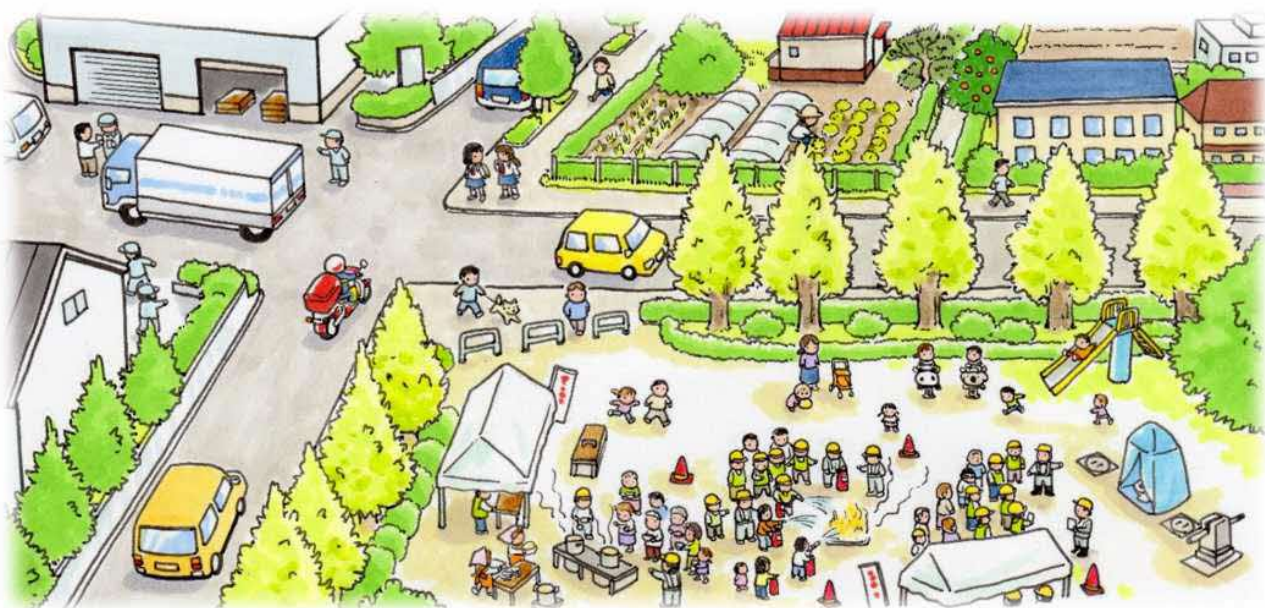
### 基本方針3 緑による生きものの生息・生育環境の確保

生きものと共存した自然豊かなまちづくりを進めるため、市内の豊かで優れた自然環境の保全や、市内の樹林地や河川、公園や緑地などをつなぐエコロジカルネットワークの形成をとおして、生きものの生息・生育環境を確保します。



### 基本方針4 緑による地域の防災性の向上

安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、市街地内のオープンスペースの確保や、災害防止や軽減に寄与する緑の保全や創出、整備をとおして、地域の防災性の向上を図ります。



## 基本方針5 緑による地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化の形成

地域への誇りや愛郷心を持てるまちづくりを進めるため、歴史資源と一体となった緑の保全や郷土を代表する景観の形成、緑の都市景観づくりをとおして、地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化を形成します。



## 基本方針6 緑に対する意識の普及啓発と持続可能な環境づくり

緑に係る市民活動が、活発に行われるまちづくりを進めるため、緑に対する情報提供の充実や普及啓発活動の促進、活動機会の提供や活動支援をとおして、緑に対する市民意識の普及啓発と持続可能な環境づくりを図ります。



## 2-4 都市公園の整備・維持管理方針

都市公園の整備及び維持管理は、複数の基本方針に関連しており、本市における緑の保全・創出の取り組みの中でも重要な位置づけとなります。

以下の記載内容は、都市緑地法第四条第2項第三号に規定される「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針」に該当します。

### (1) 都市公園

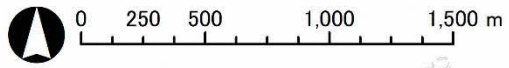
#### 1) 住区基幹公園の配置の考え方

- ・住区基幹公園は、日常生活の憩いの場としての活用利便性が高い場所に適宜配置する必要があることから、市街地の広がりや人口の分布状況を考慮の上、定められるものです。
- ・本市の場合、誘致距離や人口要件を基本として、住区基幹公園の配置を進めてきました。
- ・今後も同様の考え方を踏まえる一方で、将来人口規模を考慮すると、誘致圏が重複する公園の効率的な整備が求められます。
- ・市街化区域内の住区基幹公園は、現時点で概ね充足していることから、今後の住区基幹公園の整備にあたっては、整備量の拡大だけでなく、既存の公園の再整備による公園機能（公園の質：※第5章 重点計画で詳述）の向上も考慮した配置を検討します。

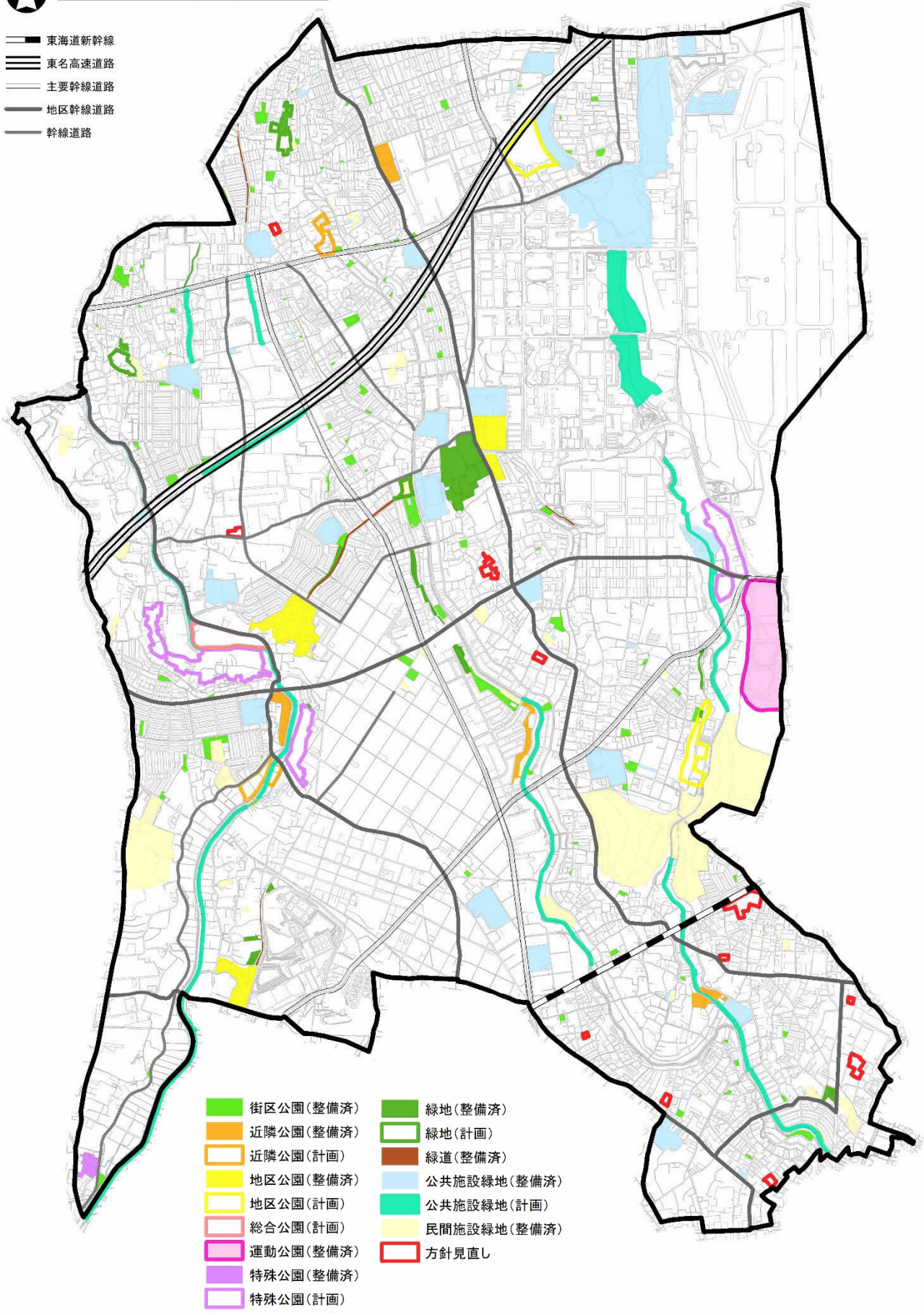
#### 2) 都市基幹公園の配置の考え方

- ・都市基幹公園は、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園であり、本市の場合、住区基幹公園と同様に、誘致距離や人口要件を基本として、都市基幹公園の配置を進めてきました。
- ・今後も同様の考え方を踏まえる一方で、一部の公園については、整備の必要性を踏まえ、今後の整備方針を検討します。





- 東海道新幹線
- 東名高速道路
- 主要幹線道路
- 地区幹線道路
- 幹線道路



- |             |               |
|-------------|---------------|
| ■ 街区公園(整備済) | ■ 緑地(整備済)     |
| ■ 近隣公園(整備済) | ■ 緑地(計画)      |
| ■ 近隣公園(計画)  | ■ 緑道(整備済)     |
| ■ 地区公園(整備済) | ■ 公共施設緑地(整備済) |
| ■ 地区公園(計画)  | ■ 公共施設緑地(計画)  |
| ■ 総合公園(計画)  | ■ 民間施設緑地(整備済) |
| ■ 運動公園(整備済) | ■ 方針見直し       |
| ■ 特殊公園(整備済) |               |
| ■ 特殊公園(計画)  |               |

図2-3 都市公園の整備方針図

### 3) 整備・維持管理方針

#### ①住区基幹公園

##### a.街区公園

###### 【配置の基本的考え方】

- 街区公園は、市民にとって最も身近な公園であることから、市街地内の人口の分布状況を考慮して、適正に配置される必要があります。
- 誘致距離250mを基準として配置しますが、他の都市公園と近接しており誘致距離が重複する場合には、街区公園より規模の大きい公園（近隣公園以上の公園）の整備を優先し、街区公園の機能を代替確保することによって、効率的な公園整備を進めます。
- また、既存の街区公園であっても、誘致距離が重複する場合でかつ狭小な面積の公園については、利用頻度の向上や統合について検討します。

###### 【整備の方針】

- 都市計画事業など面的、計画的な市街地整備にあわせて適正な誘致距離を考慮して適宜確保します。
- また、新規整備が困難な地区については、既設の児童遊園や借地による用地確保により機能を補完し、地域住民のニーズに対応します。

###### 【維持・管理の方針】

- 地域住民による美化活動と行政による安全管理を基本として、維持管理を進めます。
- 街区公園における地域住民の美化活動にあたっては、公園愛護会やアダプト制度を活用し、普及推進していきます。

###### 【再整備の方針】

- 地域住民や利用者のニーズを把握した上で、公園の機能分担を行うことで、公園ごとに個性を持たせ、地域コミュニティの拠点として再整備を図ります。（※第5章 重点計画で詳述）

## b.近隣公園

### 【配置の基本的考え方】

- ・近隣公園は、幹線道路に囲まれた近隣住区内に1つ配置される公園であり、配置の基本単位は小学校区と同様の誘致距離とされています。
- ・近隣公園は名前のとおり、近隣住区内のコミュニティ活動の場所としての利活用が求められることから、街区公園に比べ大きな規模が求められます。
- ・誘致距離500mを基準とし配置しますが、他の都市公園と近接しており誘致距離が重複する場合には、近隣公園より規模の大きい公園（地区公園以上の公園）の整備を優先し、近隣公園の機能を代替確保することによって、効率的な公園整備を進めます。

### 【整備の方針】

- ・既存市街地において、新規に大規模な用地を確保することは困難であることから、現在地域制緑地となっている生産緑地地区については、所有者の意向等を踏まえ、将来的に恒久的な施設緑地として整備していくなどの方法により、近隣公園の整備を進めていきます。
- ・近隣公園のような比較的規模の大きな公園では、自然生態系の維持に寄与することから、ピオトープに配慮した公園整備を進めます。また、四季を感じられる草木を植栽し、花や緑に親しめる公園づくりを進めます。
- ・（仮称）寺尾の森公園及び（仮称）小園近隣公園は、近隣公園ではなく緑地として整備を行います。
- ・（仮称）上土棚公園は、地権者の意向により土地利用が変更されたため整備目標の見直しを図ります。

### 【維持・管理の方針】

- ・住区のコミュニティ活動の場として整備される公園であることから、地域住民との連携・協働による維持管理を進めていきます。
- ・具体的には、日常的な美化活動においては地域住民を基本とし、定期的な維持管理（遊具安全確認や樹木剪定、自然環境維持に関する管理など）については行政を基本として進めます。

### 【再整備の方針】

- ・地域の特性にあった特色のある公園として整備を行うとともに、利用促進のための取り組みを導入することで、地域のシンボルとして位置付けていきます。

表2-1 近隣公園の整備実績と目標

名称	整備実績[ha]		整備目標[ha]
	平成21年度	令和2年度	令和12年度
風車公園	1.69	1.69	1.69
（仮称）寺尾の森公園	0.37	0	0
（仮称）寺尾近隣公園	0	0	1.22
（仮称）小園近隣公園	0	0	0
（仮称）吉岡公園	0	0	2.56
深谷森林公園※	0	1.39	1.39
（仮称）上土棚公園	0	0	0
綾南公園	1.19	1.19	3.26
せせらぎ広場	1.67	1.67	1.67
<b>近隣公園 計</b>	<b>4.92</b>	<b>5.94</b>	<b>11.79</b>

※（仮称）大久保公園から名称を変更



## c.地区公園

### 【配置の基本的考え方】

- 地区公園は、主に徒歩圏内の地域住民が利用する公園であり、広域的なレクリエーション需要にも対応した、規模と施設を備えた公園として整備されるものであることから、4つの近隣住区に一つの地区公園の配置を基本とします。

### 【整備方針】

- 城山公園は、将来的に広く市民に活用されるよう、規模を拡大し、総合公園として整備充実を図ります。
- (仮称)北の台公園及び(仮称)鶴島地区公園は、目標年次(令和12年度)に向けて、整備方針及び必要性について再度見直しを図ります。

### 【維持・管理の方針】

- 地区公園については、運動施設も備えた比較的広域的なレクリエーション需要に対応する公園であることから、引き続き行政による適正な維持管理を進めます。

### 【再整備の方針】

- 地域の特性にあった特色のある公園として整備を行うとともに、利用促進のための取り組みを導入することで、地域のシンボルとして位置付けていきます。

表2-2 地区公園の整備実績と目標

名称	整備実績[ha]		整備目標[ha]
	平成21年度	令和2年度	令和12年度
光綾公園	4.39	4.39	4.39
(仮称)北の台公園	0	0	4.30
蟹ヶ谷公園	3.30	3.30	3.30
(仮称)鶴島地区公園	0	0	3.60
城山公園	6.49	6.64	0
地区公園 計	14.18	14.33	15.59

## ②都市基幹公園

### d.総合公園

- ・現在、地区公園に位置づけられている城山公園の規模拡張により、総合公園としての整備を図ります。  
※目標年次（令和12年度）に向けて、整備方針及び必要性について再度見直しを図ります。

### e.運動公園

- ・運動を主体とした広域的なレクリエーション需要に対応した公園として、平成26年に綾瀬スポーツ公園を市域東側に整備しました。

表2-3 都市基幹公園の整備目標

名称	整備実績[ha]		整備目標[ha]
	平成21年度	令和2年度	令和12年度
城山公園	0	0	12.10
<b>総合公園 計</b>	0.00	0.00	12.10
綾瀬スポーツ公園	0	13.59	13.59
<b>運動公園 計</b>	0.00	13.59	13.59

## ③特殊公園

- ・本計画では風致公園（（仮称）新道公園、（仮称）峰山公園、（仮称）目久尻川親水公園）と歴史公園（神崎遺跡公園）を特殊公園として扱います。
- ・（仮称）神崎公園は、平成30年に神崎遺跡公園として市域南端に整備しました。
- ・（仮称）目久尻川親水公園については、親水性のある公園としての整備を進めており、自然環境の保全の観点から、自然生態系の維持に配慮した施設整備を進めていきます。
- ・（仮称）新道公園及び（仮称）峰山公園は、目標年次（令和12年度）に向けて、整備方針及び必要性について再度見直しを図ります。

表2-4 特殊公園の整備目標

名称	整備実績[ha]		整備目標[ha]
	平成21年度	令和2年度	令和12年度
（仮称）新道公園	0	0	5.20
（仮称）峰山公園	0	0	7.60
（仮称）目久尻川親水公園	0	0	2.18
神崎遺跡公園※	0	1.03	1.03
<b>特殊公園 計</b>	0.00	1.03	16.01

※（仮称）神崎公園から名称を変更

## ④都市緑地・緑道等

- ・都市緑地は、新たな市街地の整備とあわせ、既存の貴重な緑（河川沿いのまとまった緑地など）を適正に整備・創出していくことにより、恒久的に確保されるものです。
- ・現在、深谷中央特定土地区画整理事業により、本市中心部の都市機能の向上が推進されており、土地区画整理事業により、計画的に緑地等が確保されます。
- ・一方で、河川沿いにある既存の緑地については、都市緑地として適正に整備・維持することにより、市街地内のオープンスペースを確保していく取り組みを進めていきます。
- ・緑道については、本市緑のネットワーク形成上、重要な役割を果たす軸線であることから、面的な市街地整備とあわせ適正に確保していきます。

## (2) その他施設緑地

### 1) 整備・維持管理方針

#### ①公共施設緑地

##### a.公共施設

- ・既存の公共施設の緑化空間を公共施設緑地と位置づけ、今後とも適正な維持管理を図ります。
- ・また、今後整備される大規模な公共公益施設では、公開性のある位置に緑化を進めていきます。

##### b.児童遊園地

- ・児童遊園地については、街区公園の補助的位置づけとして適正な維持管理を進めます。

##### c.小・中学校敷地

- ・小・中学校敷地の緑は都市内に残る比較的大規模かつ貴重な空間であり、今後とも適正な維持管理を進めます。

##### d.緑道等

- ・主として、河川沿いの緑を緑道としてネットワークしていくとともに、ビオトープネットワークにも寄与する緑の拠点をつなぐ軸線として適宜整備していきます。

表2-5 公共施設緑地の整備目標

名称	整備実績[ha]		整備目標[ha]
	平成21年度	令和2年度	令和12年度
目久尻川緑道	0	0	5.70
比留川緑道	0	0	0.37
北原緑道	0	0	0.60
寺尾緑道	0	0	1.30
蓼川緑道	0	0	1.50
東名緑地	0	0	3.00
特殊公園 計	0.00	0.00	12.47

#### ②民間施設緑地

- ・市内の民間施設緑地については、次の種類があります。
  - 1) 市民の広場緑地
  - 2) 社寺境内地の緑地
  - 3) ゴルフ場の緑 など
- ・民間施設緑地の維持管理は今後とも、所有者への協力を呼びかけ維持していくものと位置づけます。
- ・社寺境内地の緑地については、市の保存樹木等に指定し、保全を図ります。